

佐賀県公示（会第3557号の1）

佐賀県財務規則に基づくかいの指定（平成28年3月31日会第4110号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月25日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
所管部等	かい名	所管部等	かい名
略		略	略
産業労働部	関西・中京事務所、 <u>有田窯業大学</u> <u>校</u> 、 <u>窯業技術センター</u> 、 <u>工業技術</u> <u>センター</u> 、 <u>産業技術学院</u>	産業労働部	関西・中京事務所、 <u>窯業技術セン</u> <u>ター</u> 、 <u>工業技術センター</u> 、 <u>産業技</u> <u>術学院</u>
略		略	